

2017年度事業計画

I 基本方針

福祉サービス第三者評価事業（以下「本事業」という。）は、社会的養護関係施設の受審の義務化、保育所の受審の努力義務化、社会福祉法人改革による事業運営の透明性の向上など、大きな変革の渦中にある。その一方で、2017年度には内閣府の規制改革推進会議（医療・介護・保育ワーキンググループ）において「利用者の適切な福祉サービスの選択」に資する観点から介護事業者の受審率の低さが議論されるなど、そのあり方が問われている。

それらを踏まえて、2017年度は本事業をめぐる諸課題の解決に向けて、調査研究等による諸課題の明確化と情報発信、研修実施や講師派遣等による評価調査者の資質向上などに積極的に取り組むとともに、会員の確保と相互交流による組織基盤の強化を図り、評価活動の健全な発展に寄与するものとする。

II 事業活動

1 評価調査者の資質向上（定款第4条の1）

評価調査者の資質の向上を図るため、次のとおり研修会を実施する。

（1）開催地域

東京都内（1月） 大阪府内（2月） 北海道あるいは熊本県（2月）

（2）内容

利用者の適切なサービス利用に資するための情報提供のあり方、実践報告など

2 調査研究（定款第4条の2）

「福祉サービス利用者の視点」から諸課題の明確化、提言を行う（調査研究委員会の設置、アンケート調査・ヒアリング調査の実施、シンポジウムの実施、第三者評価活用事例集の作成、等）

3 全国研究大会（定款第4条の3）

評価調査者が相互に知見を発表する場としての全国研究大会を開催する（3月）。

4 講師派遣（定款第4条の4）

全国社会福祉協議会及び都道府県推進組織等が実施する研修に対して講師を派遣する。

5 会員相互の交流（定款第4条の5）

ホームページ、Eメールによる計画的な情報発信を行う（事業活動報告、関係機関の情報の提供など）。

6 関係機関との連携（定款第4条の6）

厚生労働省及び全国社会福祉協議会、各施設種別協議会、都道府県推進組織等と

の連携・協力を進める（委員会委員就任、研修講師など）。

7 そのほか、本会の目的に沿った事業（定款第4条の7）

上記のほか、本会の目的に沿って以下の事業を実施する。

- (1) 指導者（講師候補者）の開拓と育成（名簿更新・研修実施）
- (2) パンフレット作成による本会の諸事業の周知（都道府県推進組織など）

Ⅲ 組織活動

1 会員

諸研修の実施、講師協力、パンフレット発行、評価機関との交流等の事業展開を通じて会員の拡充を図る。（目標100名・2017年3月31日現在の正会員数71名）

2 総会

本会の事業報告及び事業計画等の重要事項を決定するため、会員による定時（年1回）及び必要に応じて臨時の総会を開催する。

3 理事会

本会の事業運営及び予算の執行状況などを検討するため理事会を開催する（年4回程度）。

4 事務局

事務局を特定非営利活動法人メイアイヘルプユー内に設置し、職員を配置する。
なお、事務局は次の業務を担う。

- ① 会員の管理及び会費の管理
- ② パンフレットの作成、ホームページの運営
- ③ 各種事業にかかる実務
- ④ 会計業務

5 組織体制

組織体制は以下のとおりとする。

[全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会：組織図]

